

氏名

令和 年度(令和 年分所得)市民税・府民税申告書付表

◎特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の課税方式について、所得税の確定申告書とは異なる課税方式を選択する場合は、下記にご記入ください。

ただし、所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額(上場株式等の譲渡損失に係る金額を含む)の全てを市民税・府民税の計算上、算入しない(申告不要を選択する)場合は、この付表の提出は不要です。

記

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、市民税・府民税は次のとおり申告します。

1. 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の課税方式について

取引口座または 配当等の支払者	所得税(確定申告)での申告内容			市民税・府民税で申告する内容			
	所得の 種類	所得税の 課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	所得の 種類	市民税・府民税で 選択する課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
証券会社 銀行 ()	配当 等 所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分		配当 等 所得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分			<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
証券会社 銀行 ()	譲渡 所得等	分離課税分		譲渡 所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
					<input type="checkbox"/> ③分離課税分		
証券会社 銀行 ()	配当 等 所得	<input type="checkbox"/> 総合課税分		配当 等 所得	<input type="checkbox"/> 申告不要		④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分			<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
証券会社 銀行 ()	譲渡 所得等	分離課税分		譲渡 所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要		⑤株式等譲渡所得割額
					<input type="checkbox"/> ③分離課税分		

上記に記載しきれない場合は、別紙 **株A2** にも記載してください。

※留意事項及び添付書類については、裏面をご確認ください。

2. 市民税・府民税において申告する特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について

上記1及び別紙 **株A2** の①～⑤それぞれの合計額を、下表の①～⑤に記入してください。

		配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
配当等所得	①総合課税分	円	④配当割額
	②分離課税分	円	円
譲渡所得等	③分離課税分	円	⑤株式等譲渡所得割額
			円

- ①総合課税分の所得金額については、市民税・府民税申告書の「9. 収入・所得金額」欄に所得金額を転記してください。
- ②または③分離課税分に所得金額がある場合は、市民税・府民税申告書(分離課税等用)も併せて提出が必要です。

株A

◎所得税と市民税・府民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

申告書の提出期限について

所得税と市民税・府民税において異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達されるときまでに、申告いただくことが必要です。

(この期限を過ぎた場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)

留意事項について

・所得税と市民税・府民税において、異なる課税方式を選択が可能な所得については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額です。

※上場株式等の譲渡所得等については、源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座分)及び一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。

※同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と特定配当等がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

※特定公社債等の利子等については総合課税を選択できません。

※上場株式等の配当等所得のうち、大口株主等(発行済株式等の3%以上を保有する方)が支払を受けるものは課税方式の選択はできません。

・申告不要を選択した場合は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

「確定申告書の控え」、「特定口座年間取引報告書」、「上場株式配当等の支払通知書」、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「確定申告書付表」など内訳のわかる書類

※上記書類については、本市にて適正に課税方式を確認するためにご提示または写しの添付をお願いしておりますのでご協力をお願いします。

◎繰越損失がある場合

上場株式等に係る譲渡損失の金額で、市民税・府民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失がある場合は、納税通知書が送達されるときまでに別途、「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書(地方税法施行規則第57号様式 **特B**)」の提出が必要です。